

【9】 制度受取金・積立金等

調査票 P14,15

1 共通

区 分		制度受取金等 (円)				制度積立金等 (円)							
		千	百	十	円	千	百	十	円				
1	農業共済		1	7	0	0		1	1	0	0	0	
2	収入保険		1	5	0	0	0		1	5	0	0	0
3	多面的機能支払交付金・農地維持支払			2	0	0	0					-	
4	多面的機能支払交付金・資源向上支払			3	0	0	0					-	
5	中山間地域等直接支払交付金		1	6	0	0	0					-	

2 稲、畑作物等関連

区 分		制度受取金等 (円)				制度積立金等 (円)									
		千	百	十	円	千	百	十	円						
6	畑作物の直接支払交付金		1	1	8	4	0	0	0			-			
7	水田活用の直接支払交付金		1	2	0	0	0	0	0			-			
8	米・畑作物の収入減少影響緩和対策交付金			5	5	0	0	0			4	0	0	0	
9	国内麦流通円滑化特別対策			2	0	0	0	0			1	2	0	0	
10	かんしょでん粉原料用いも交付金												-		
11	甘味資源作物交付金												-		
25	肉用牛経営安定対策補完事業		3	5	3	0	0	0			1	9	7	0	0
26	養豚 養豚経営安定対策事業 (豚マルキン)			7	8	0	0	0			9	7	4	0	0
27	養鶏 鶏卵生産者経営安定対策事業		4	9	6	0	0	0			4	4	9	0	0

5 その他

区 分		制度受取金等 (円)				制度積立金等 (円)						
		千	百	十	円	千	百	十	円			
28	上記(「1 共通」～「4 畜産関連」)以外の国の制度受取金・積立金等		2	0	0	0			6	0	0	0
29	国以外の制度受取金・積立金等			4	0	0	0					-

制度受取金の取り扱い

制度受取金・積立金等の区分欄については、当年の制度金名を記入した調査票をお渡します。予め、加入等している制度受取金の番号を○で囲むなどして、記入漏れのないようお願いいたします。また、国からの「制度受取金」は、国から届く「交付決定通知書」の「交付金額」欄（他の名称の場合もあります）の金額を転記してください。

「その他」の考え方

表番号28には、「1 共通」～「4 畜産関連」までに明記されていない国からの制度補助金を記入してください。例えば、燃油価格高騰緊急対策や耕作放棄地再生利用緊急対策などが該当しますので、複数ある場合は、合算して記入してください。

表番号29には、国以外からの制度補助金を記入してください。都道府県や市町村の単独事業といわれるものや、また J A からの助成金や、J T の葉たばこ廃作協力金などが該当します。複数ある場合は、合算して記入してください。

なお、大口奨励金など、販売促進やキャンペーンによるものは除きます。

【9】 制度受取金・積立金等 ② (指定品目のある場合)

調査票 P15

○ 指定品目の制度受取金・積立金等

指定品目名 露地キャベツ

制度受取金等 (円)					制度積立金等 (円)						
億	千	百	十	円	億	千	百	十	円		
	1	5	8	0	0	1	0	7	0	0	0

指定品目に係る	
受取金等 割合(%)	積立金等 割合(%)
1.0	1.0

指定品目の制度受取金・積立金等の金額の求め方

以下のような計算で制度受取金・積立金等の金額を求めることができます。

(例) 指定品目：露地キャベツの方で、制度受取金の交付を複数受けている場合。

■ 指定品目の販売価格の下落分を補てんする制度受取金

① 「野菜価格安定対策」

- ・ 受取金額 100,000円
- ・ 野菜価格安定対策対象野菜の作付延べ面積 180 a
露地キャベツ作付面積 150 a
- ・ 作付面積から露地キャベツ分の金額を推計
 $(150 \text{ a} \div 180 \text{ a}) \times 100 = 83\%$ $100,000 \text{ 円} \times 83\% =$ **83,000円**

■ 指定品目の面積に対して支払われる制度受取金

② 「水田活用の直接支払交付金 (うち産地交付金)」

- ・ 露地キャベツ作付面積 150a
- ・ 産地交付金の露地キャベツ交付単価 10 a 当たり5,000円
 $150 \text{ a} \times 10 \text{ a 当たり} 5,000 \text{ 円} =$ **75,000円**

※指定品目の交付単価に指定品目の作付面積をかけて記入してください。

露地キャベツに関する交付金推計額の合計

① 83,000円 + ② 75,000円 = 158,000円 (推計)

指定品目の制度受取金・積立金等の金額の求め方

指定品目の制度受取金・積立金等の金額が記入できない場合のみ、販売した品目の作付面積等の適切な割合を記入してください。

【10】 労働の概要

調査票 P16

○ 1年間（決算期間）に事業に従事した者・・・

区分	性別	年齢	家族・雇用の別				農業 労働時間 (時間)	うち、 農作業受託 (時間)	農業生産 関連労働時間		
			家族 1	常用雇用者		臨時 雇用者 4			農業 労働時間 (時間)	農業 労働時間 (時間)	農業 労働時間 (時間)
				7ヶ月 未満の 雇用者 2	7ヶ月 以上の 雇用者 3						
経営主	男()女()	55歳	いずれか1つに○を記入してください。				900	20			-
従事者①	男()女()	52歳	①	②	③	④	180	-		120	0
従事者②	男()女()	25歳	①	②	③	④	900	20			-
従事者③	男()女()	23歳	①	②	③	④	190	-		100	0
従事者④	男()女()	47歳	①	②	③	④	150	-			-
従事者⑤	男()女()	44歳	①	②	③	④	-	-		120	0
従事者⑥	男()女()	75歳	①	②	③	④	-	-			-
従事者⑦	男()女()	40歳	①	②	③	④	20	-			-
従事者⑧	男()女()	40歳	①	②	③	④	20	-			-
従事者⑨	男()女()		①	②	③	④					
従事者⑩	男()女()		①	②	③	④					
従事者⑪	男()女()		①	②	③	④					
従事者⑫	男()女()		①	②	③	④					
従事者⑬	男()女()		①	②	③	④					
従事者⑭	男()女()		①	②	③	④					
従事者⑮	男()女()		①	②	③	④					

調査票に直接記入する場合

1年間の労働時間を、直接この調査票に記入できる方は、従事者ごとに、この欄に記入してください。

「労働時間等整理補助表」を使用する場合

労働時間等整理補助表を用いて、労働時間を日別又は月別に記録された方は、労働時間等整理補助表を担当の農林水産省職員、または専門調査員が記録しますのでお見せください。

※ 調査票に転記する必要はありません。

事業に従事した方の把握範囲

ここで把握する人数は、**農業以外の事業も含めて事業に従事した方**となりますが、労働時間は農業（農作業受託を含む。）及び農業生産関連事業についてのみ記入してください。

なお、15歳未満の家族の労働時間は把握しません。

※ 「性別」「年齢」「家族・雇用の別」欄までの記入の方（労働時間の記入がない方）が、**農業以外の従事者**（林業やアパート経営など）となります。

【11】 指定品目に係る労働の概要

調査票 P17

1 家族・雇用者別労働時間

指定品目名	露地キャベツ
-------	--------

区 分	計 (時間)	男 (時間)	女 (時間)
家 族	799	600	199
雇 用 者	89	89	-

2 作業別労働時間

区 分	説 明	作業別労働 (時間)
作業別労働時間計	指定品目の農作業に係る労働時間の計	888
種子予措・育苗	選種、浸種、種子消毒、催芽、育苗	56
耕うん・施肥 (基肥・追肥)	耕起、整地、畝立て、マルチ、基肥の配合、施肥、追肥 など	81
は種・定植 整枝・せん定	は種、定植、覆土、整枝、せん定、誘引、新梢管理 など	108
除草・防除	作付ほ場の中耕除草、除草剤散布、農薬散布、鳥獣害対策 など	74
授粉・摘果	授粉、摘花、摘房、摘粒、摘果、葉つみ、ジベレリン処理 など	-
生育管理	かん排水、けい酢の草刈り・除草剤散布、ビニール張り など	50
収穫・調製	収穫、結束、乾燥・調製、仮の収納場所への運搬 など	319
包装・荷造り	包装、荷造り作業	78
搬出・出荷・販売	該当農産物の搬出作業、出荷作業、販売に係る労働	100
経営管理 労働	農機具修繕、資材等の調達、集会出席、技術習得、簿記記帳 など	22

調査票に直接記入する場合

指定品目に係る1年間の労働時間を、直接この調査票に記入できる方は、以下のとおり記入してください。

- 1 家族・雇用者別労働時間
指定品目の総労働時間を家族・雇用者別、男女別に仕分けて記入してください。
- 2 作業別労働時間
指定品目の総労働時間を作業区分別に仕分けて記入してください。

「労働時間等整理補助表」を使用する場合

労働時間等整理補助表を用いて、労働時間を日別又は月別に記録された方は、労働時間等整理補助表を担当の農林水産省職員、または専門調査員が記録しますのでお見せください。

- ※ 調査票に転記する必要はありません。
- ※ 労働時間等整理補助表の作業区分等は農林水産省職員、または専門調査員等に相談してください。